

# 答 申 書

平成13年12月20日付け広段計第89号で諮問のあった事案のうち、実施機関が広島市指令段計第53号で公文書部分開示決定をしたことに対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

平成13年9月27日付け異議申立書の趣旨は、同年6月20日付けの「段原土地区画整理事業審議会の第85回から第93回迄の9回分の議事録 尚、未作成のものは作成予定表を下さい。」の開示請求に対し、実施機関が、同年9月19日付け広島市指令段計第53号で公文書部分開示決定をしたことの取消しを求めるというものである。

## 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

### (1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

広島市は、小宅地対策として、減歩はしない代わりに清算金で清算するとした。

この金額について、20年前には、「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明していたが、平成10年には100万円/坪としたので住民運動が起きた。

広島市は、「平均53万円程度と考えられる」という、平均53万円程度で清算すると説明したのか、説明していないのかも分からないことを言っている。「考えられる」として、説明したことをぼかしている。

清算金の問題は、市役所がやった、新しいタイプの詐欺事件である。

### (2) 請求に係る公文書について

開示しない部分の概要として「施行者見解などこれを推測し得る情報」と回答しているが、この施行者見解は市役所の見解として我々の財産・生活・健康を守るため、非常に大切な情報である。個人の守秘義務は守った範囲でよい。審議会は原則公開とするを守っていない。

理由として「意見書の採択部分を公にすると委員に不快の念を生じさせ、かつ、自由な審議・採択を行うことが困難・・・審議会の答申を軽視する」等訳の分から

ない内容で審議会の委員をだまして審議会は原則公開するを守っていない。もっと開けた審議会に直す必要がある。現在、全国で前例のない超デタラメな審議会になっている。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件の審議会は、個人情報を含むため、非公開で行ったものであり、その議事録の内、個人の意見や清算金額などの個人情報を含む部分は、不開示としたものである。

また、意見書の採決部分は、これを公にすると、委員に不快の念を生じさせること、自由な審議・採決を行うことが困難となること、本市に答申が行われていない段階で、本市が採択結果を開示することは、審議会の答申を軽視することとなり、委員との信頼関係を損なうこと、本市への答申の過程で行われる採決は、最終的に確定している情報ではないこと、未確定の情報を公開すると、関係者に誤解を与える可能性があるなどの複数の理由により、審議の執行に著しい支障を来すため、不開示としたものである。

#### 5 審査会の判断

異議申立人は、平成13年4月11日付けで、「段原土地区画整理事業審議会の第83回から89回迄の計7回の議事録及び提出資料」の開示請求を行っているものであり、これに対する実施機関の部分開示決定に対し、同年5月22日付けで異議申立てをしたものである。

これについて実施機関の諮問を受けた当審査会は、実施機関の決定は妥当であるとの結論を、平成13年10月19日付け広情審第21号で答申（以下「前回答申」という。）したものである。

前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とを比較すると、

開示請求のあった公文書は、同じ種類のものである

実施機関が不開示とした部分とその理由には変更がない

広島市情報公開条例の改正は、行われていない

異議申立人及び実施機関の主張に、特段の変更がない

ことが認められる。

すなわち、前回答申の事案と、今回、当審査会が諮問を受けた事案とは、判断の前提となる諸要素が異ならないため、前回答申の審査会の判断理由の部分全てを引用することとし、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約53万円/坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均約100万円/坪と定めたとしているものである。

実施機関から提出された資料からは、昭和56年4月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪53万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約53万円/坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、本件公文書の開示について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満に完了することを望むものである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年12月20日	実施機関から、諮問第19号を受理
平成14年 3月 1日	実施機関から、「実施機関の見解」を受理
平成14年 2月 8日 (第1回審査会)	審議(実施機関の不開示理由等の説明)
平成14年 3月22日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成14年 3月29日	異議申立人から、意見書を受理
平成14年 4月 8日 (第2回審査会)	審議(異議申立人の口頭意見陳述)
平成14年 5月 7日 (第3回審査会)	審議